

協 定 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

三条市(以下「甲」という。)と株式会社ナガワ(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、三条市において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(協力の要請)

第3条 災害時において機材を必要とするとき、甲は乙に対して、保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

- 2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

(機材の品目)

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

ただし、県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。

乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

- 2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(善管義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

- 2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第9条 前条の善管義務は、天災(地震・噴火・津波等)及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
株式会社ナガワ
代表取締役社長

高 橋 修

別記様式(第3条関係)

年 月 日

株式会社ナガワ 様

三条市長

機材提供に関する要請書

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する機材の種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬入先	所在地 名称 電話 現地担当者氏名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	所属 氏名 電話		
備 考			